

多賀城市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市教育委員会教育長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月15日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 監査対象部署 | 教育委員会事務局所管教育機関 |
| 2 監査結果の報告日 | 平成31年2月26日 |
| 3 当該通知があった日 | 平成31年3月15日 |
| 4 当該通知の内容 | 別紙のとおり |

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成31年1月16日
- 3 監査対象部署 中央公民館
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	未支給となっていた時間外勤務手当については、平成31年3月6日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、平成31年4月19日の給与支給の際に追加支給する手続きを完了しました。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員3名体制で行い、誤り防止に努めます。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成31年1月18日
- 3 監査対象部署 学校給食センター
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	<p>建物使用に係る教育財産使用料の算定額に誤りが見られた。</p>	<p>教育財産使用料が平成25年度から本年まで計6年間過納となっており、平成31年3月末までに過納金を返納する予定になっております。</p> <p>教育財産使用料の積算の際、積算の根拠となる建物の価額（取得価額）がわからず不明と判断し、代替え根拠として市有物件災害共済会の再取得価額を採用していたが、今回精査したところ取得価額が判明したため、今後は取得価額を積算の根拠とし、教育財産使用料を積算してまいります。</p>

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成31年1月18日
- 3 監査対象部署 山王地区公民館
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	予算執行に係る支出科目に誤りが見られた。	振替決議票にて備品購入費から消耗品費へ振替をしました。